

貝塚市企業人権協議会会則

(名称)

第1条 本会は、貝塚市企業人権協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を解決するため、企業相互の協力体制を確立し、協力機関との連携を図るとともに、企業の立場から、人権啓発の充実と就職の機会均等を図り、もって人権尊重社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権推進に関する研修、講習会等の開催
- (2) 同和問題をはじめとする人権啓発活動
- (3) その他目的を達成するため必要があると認める事業

(組織)

第4条 協議会は、貝塚市内の企業であって第2条に掲げる目的に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、会員である事業所を代表する者のうちから総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の補欠役員は、第1項の規定にかかわらず、会長が選任することができる。
- 4 役員は、任期終了後、後任者が就任するまで職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計をつかさどる。
- 4 幹事は、協議会の企画運営に参画する。
- 5 監査は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高決定機関とし、会員である事業所を代表する者で構成する。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他役員会が必要があると認める事業の推進に係る重要な事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、協議会の執行機関で、会長、副会長、会計及び幹事その他会長が必要があると認める者で構成する。

2 役員会は、会長が招集するものとし、必要に応じてその都度開催する。

(役員会の決定事項)

第12条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他協議会の事業運営のために重要な事項

(会計)

第13条 協議会の経費は、会費並びに貝塚市及び貝塚商工会議所からの補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、一事業所につき年会費 2,000 円とする。

(事業年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(所在地)

第15条 協議会は、事務局を貝塚市内に置く。

(協力機関)

第16条 協議会の運営を円滑にするため、次に掲げる機関に指導協力を求める。

- (1) 貝塚市
- (2) 岸和田公共職業安定所
- (3) 岸和田労働基準監督署
- (4) その他協議会が必要があると認める関係機関

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成14年5月30日から施行する。